

審 査 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-2)
根 拠 条 項 : 第4条第1項
処 分 の 概 要 : 営業所の移転の許可
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項第11号 (許可の基準) 第7条 (保管設備) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第2条第5項 (質屋の許可の申請) 第4条 (営業所の移転の許可申請)
審 査 基 準 : 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 25日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :